

重点方針専門調査会における 審議について

～「重点方針2019」に基づく施策の取組状況～

(室伏議員提出資料)

令和元年11月12日(火)
第59回男女共同参画会議

「重点方針2019」に基づく令和2年度概算要求等のフォローアップ (第21回・第22回 重点方針専門調査会における主な意見)

【予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦等への支援】

◆一時的な居場所支援というのも非常に重要だが、支援の柱として、学業の継続、経済的自立に向けた支援が必要になるのではないか。

【国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進】

◆「男の産休」や男性の育児休業等の取得の目的は、男性が子育てに関わるということ。大事なのは、結果として育児休業を取った後に、長い子育てに男性が関わるようになることである。

【女性活躍推進のための「学び直し」】

◆女性の多様なチャレンジに寄り添う学びや社会参画支援は重要。学習・相談・情報の機能を持ち得て総合的支援が可能な男女共同参画センターの活用は外せない。

【女性役員登用の拡大】

◆女性役員の割合を増やしていくと同時に、女性役員数にも注目していかなければならない。役員数が1と2では大きな違いがある。

【幼児期の教育・保育・放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」】

◆保育士の質の確保が重要。世界的にも幼児教育、保育の質が高いほど、子どもたちの将来への影響が大きいと言われている。

【防災・復興の取組】

◆復興計画には女性の視点を入れることが大事である。女性の視点が入ってこそ、初めて新しいまちづくりができる。